

政府調達に関する協定その他国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続き規程（平成31年規程第7号）の一部を次のとおり改正する。

令和 年 月 日改正  
経営委員会

新	旧
<p>第1条～第10条（略）</p> <p>（技術仕様）</p> <p>第11条 経理責任者が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、<u>グレートブリテン及び北アイルランド連合王国</u>若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。</p> <p>（1） 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。</p> <p>（2） 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。</p> <p>2 （略）</p> <p>第12条～第14条（略）</p> <p>（落札者の決定に関する通知等）</p> <p>第15条 経理責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第16条～第22条（略）</p>	<p>第1条～第10条（略）</p> <p>（技術仕様）</p> <p>第11条 経理責任者が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。</p> <p>（1） 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。</p> <p>（2） 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。</p> <p>2 （略）</p> <p>第12条～第14条（略）</p> <p>（落札者の決定に関する通知等）</p> <p>第15条 経理責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合に<u>あ</u>っては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第16条～第22条（略）</p>

新	旧
附 則 (略)	附 則 (略)

附 則 (令和 . . . 改正)

- 1 この改正は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日から施行する。
- 2 この改正は、この改正の施行の前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については適用しない。